

PRESS RELEASE



上質ないいものを創造する
山形の理想的ものづくりを
このマークで伝えていきます。

令和3年10月13日

県政記者クラブ報道機関 各位

産業労働部 商業・県産品振興課

「山形県プレミアム付きクーポン券(第2弾)の販売開始」について

新型コロナの影響を受けている県内経済を活性化させるため、令和3年10月16日(土)から、県内の参加店舗において「山形県プレミアム付きクーポン券(第2弾)」の販売を開始しますので、お知らせします。

記

○ 山形県プレミアム付きクーポン券(第2弾)の販売開始時期

令和3年10月16日(土)～

- ※1 参加店舗の一覧については、令和3年10月15日(金)に専用WEBサイトでお知らせします。
(<https://yamagata-coupon.com>)
- ※2 参加店舗によっては、10月17日(日)以降の販売となることもあります。
- ※3 参加店舗には、別添のポスターが掲示されております。

【問い合わせ先】

商業・県産品振興課 課長補佐 樋口
電話：023-630-3243・3370
報道監 産業労働部次長 大山

山形県民限定



飲食店・小売店・生活関連サービス等消費応援事業

第2弾

山形県

プレミアム付きクーポン券



2,500円分
(1シート・500円券を5枚)を
2,000円で購入できます!

購入上限は、1人当たり
1~3シート(5~15枚)
※お店により異なります。

買ったお店でだけ
使用できる
クーポン券です。

山形県内にお住まいの方であれば、居住する市町村に関係なく、県内のどの参加事業所(店舗)でも購入いただけます。ただし、購入した店舗でのみの利用となります。

購入する際は、山形県内に居住していることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)を提示していただきます。

使用期限

令和4年1月31日(月)まで

参加事業所(店舗)がやむを得ず休店または閉店した場合、お客様がクーポン券を購入した金額について、山形県消費応援事業実行委員会(県)は補償いたしませんのでご注意ください。

〈クーポン券を使用することができない商品・サービス等(例示)〉

- 商品券・ビール券・図書券・印紙・切手・プリペイドカードなど換金性の高いもの
- 不動産・株式・先物・宝くじ等の金融商品
- 公共料金等の支払など公共性の高いもの
- 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入
- その他山形県が適当でないと認めたもの

〈お問い合わせ先〉

- ◆ 利用者(消費者)向けコールセンター(0570-200-236)
- ◆ 事業所(店舗)向けコールセンター(0570-666-812)